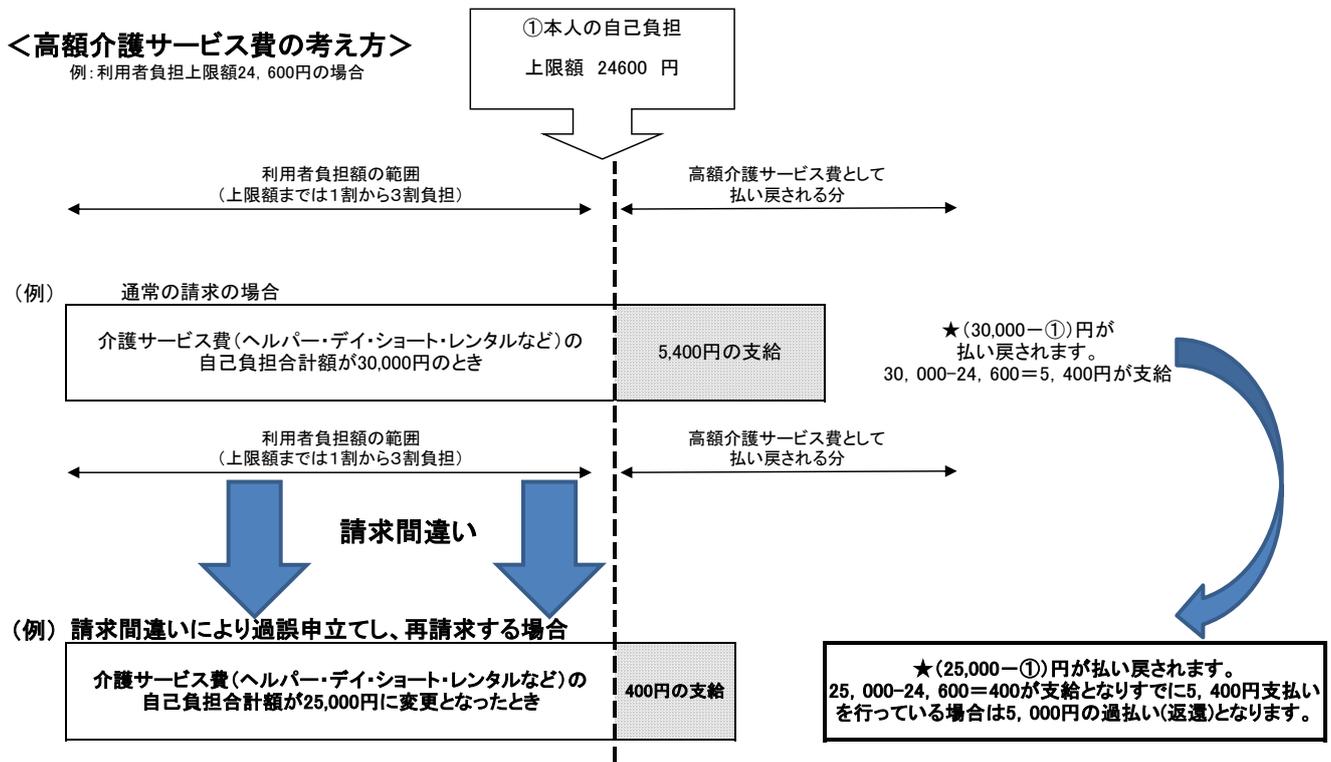


## <高額介護サービス費の考え方>

例:利用者負担上限額24,600円の場合



介護保険を使うサービスは利用者負担として1割から3割分を利用者が払うことになっていますが、その合計金額が上限額を超えたとき、超えた分を払い戻す制度があります。(高額介護サービス費)  
高額介護サービス費は1ヶ月間で利用した介護サービス費を合算して判定しますので、後日介護サービス費の請求に変更があり自己負担上限額を超えなくなった場合は、支払い済み的高額介護サービス費を返還していただくことになります。

## <自己負担上限額の基準>

課税状況	所得状況	利用者負担上限額 (世帯単位)
現役並み所得相当世帯 (年収約383万円以上)	年収約1,160万円以上の世帯	140,100円
	年収約770万円以上の世帯	93,000円
	年収約770万円未満の世帯	44,400円
住民税課税世帯	下記以外の一般世帯の人	44,400円
住民税非課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超える人	24,600円
	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人	24,600円 (個人の場合は15,000円)
	高齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者	15,000円